

令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係る マッチング支援業務委託に関する企画提案競技実施要領

1 趣旨

本実施要領は、大分県（以下「県」という。）への企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附の拡大のため、県の企業版ふるさと納税の対象事業に関心を持ち、本社が県外にある企業等（以下「県外企業」という。）を調査し、企業版ふるさと納税を活用した県への寄附を働きかけ、寄附を確定させるものとする。

2 事業者選定の概要

（1）主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県企画振興部おおいた創生推進課総合戦略班

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2135

FAX 097-506-1804

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/>

Eメールアドレス a10113@pref.oita.lg.jp

（2）令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託に関する企画提案競技選定委員会

契約候補者の選定は、委員（以下「選定委員」という。）により構成する令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託に関する企画提案競技選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

（3）選定方式

契約候補者は、公募型企画提案競技方式で行います。

審査では、提案書等をもとに候補者を選定します。

審査内容	契約候補者
① 令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託に関する委託仕様書（以下「仕様書」という。）で定める業務についての実施方針・提案書【任意様式】 ② 見積書【様式7】	一定以上の評価を得た契約候補者（複数者の場合あり）

(4) 主なスケジュール (予定)

募集の公示	令和7年6月20日 (金)
様式の交付期間	令和7年6月20日 (金) ～ 7月1日 (火)
質問書提出期限	令和7年6月25日 (水)
質問への回答	令和7年6月27日 (金)
参加申込書等提出期限	令和7年7月1日 (火)
資格審査結果通知	令和7年7月3日 (木)
提案書等提出期限	令和7年7月8日 (火)
審査会	令和7年7月10日 (木)
選定結果通知	令和7年7月14日 (月)

3 応募資格

応募資格を有する者（共同事業体の場合は全ての構成員）は、参加申込書の提出期限日において、次に掲げる（１）～（８）の要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 単独又は２者以上の共同事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年7月1日（火）時点で、大分県の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 県から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (5) 公告日以前３ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実または銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (8) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援について、令和7年7月1日までに、5団体以上の地方公共団体から本業務と同様の受託実績を有し、かつ、同日までに5件以上の寄附実績を有すること。

4 審査に係る手続等

- (1) 本実施要領及び参加申込書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和7年6月20日（金）から7月1日（火）午後5時まで

イ 交付方法

県のホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

- (2) 質疑応答

質問書【様式1】は、Eメールでのみ受け付けます。質問に対する回答は、県のホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メールを送信します。受付通知メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア 質問書の提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時（事務局必着）

イ 質問への回答

令和7年6月27日（金）

ウ その他

質問への回答事項については、本実施要領の追加または修正とみなします。

- (3) 参加申込書等

以下の提出書類について、令和7年7月1日（火）午後5時までにEメールにより提出してください。

ア 参加申込書等の提出書類

- ・ 参加申込書【様式2】
- ・ 共同事業体構成書（該当する場合のみ提出）【様式2-2】
- ・ 共同事業体協定書（該当する場合のみ提出）【様式2-3】
- ・ 事業者概要【様式3】
- ・ 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援について
の受託契約書（実績）の写し

イ 参加申込書等の提出先

大分県企画振興部おおいた創生推進課総合戦略班

E-mail : a10113@pref.oita.lg.jp

ウ 受付番号の通知

参加申込書等を提出した応募者には、事務局からEメールで受付番号を通知するので、提案書等には全て受付番号を明記してください。

(4) 資格審査

参加申込書等の提出が行われた場合、応募資格を備えているか審査を行います。資格審査の結果は、令和7年7月3日(木)に事務局からEメールで通知します。

(5) 提案書等

以下の書類について、令和7年7月8日(火)午後5時までにEメールにより提出してください。Eメールに添付するファイルはパワーポイント、Word、Excel又はPDFとします。

ア 提案書等の提出書類

- ・ 提案書【任意様式】

提案書評価基準表(別記)の番号順に提案書を作成すること。

なお、提案者からの独自の提案がある場合は、提案書に記載すること。

- ・ 実施体制【様式4】
- ・ 委託事業の実施スケジュール【様式5】
- ・ 運用開始後のサポート体制【様式6】
- ・ 見積書【様式7】

イ 提案書等の提出先

大分県企画振興部おおいた創生推進課総合戦略班

E-mail: a10113@pref.oita.lg.jp

(6) 審査会(書面審査)

2の(2)及び(3)に記載のとおり、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)に係るマッチング支援業務委託に関する企画提案競技選定委員会により、提案書等をもとに書面審査を行い、候補者を選定します。

(7) 選定結果の発表

選定結果については、応募者全員に結果を電話及び書面で通知します。(令和7年7月14日(月)を予定)

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

令和7年度企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)に係るマッチング支援業務委託(以下「委託業務」という。)

(2) 業務の内容

ア 本業務は、県が実施する「令和7年度企業版ふるさと納税(地方創生応援税

制)に係るマッチング支援業務」を受託するものです。

イ 契約に際しては、業務の詳細について県と受託者で確認を行います。

(3) 業務委託料

成功報酬型による単価契約とする。

(4) 委託業務の契約等

ア 審査会で選定された者を委託業務の契約候補者とし、契約締結協議を行います。

イ 審査の結果、選定委員の評価点平均が60点以上であれば、契約候補者とし、契約候補者は複数者とすることがあります。

ウ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は、「6 その他(1)失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

エ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制【様式4】」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ県から再委託承認を得る必要があります。この場合、県は、契約候補者を通して、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

オ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同事業体の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本委託業務完了までの間、契約予定団体が認める場合を除き、交代することは認めません。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

ア 参加申込書等及び提案書等に虚偽の記入をした者

イ 参加申込書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者、又は、参加申込書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者

ウ 参加申込書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者

エ 提案書等を複数案提出した者

オ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者

カ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者

キ その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し換え等は認めません。

イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。

ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。

エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

参加申込書を受理した後、審査会までに企画提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年7月8日（火）午後5時までに辞退届（単独事業者の場合は【様式8】、共同事業体の場合は【様式9】）を上記2（1）の事務局に提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託に関する企画提案競技辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等の企画提案競技参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは10ポイント以上とします。